

四日市市低入札価格調査マニュアルの一部改正について

改正の内容

- (1) 3. 調査方法
 - ・提出期限の算出方法を明確にする。
 - ・提出調査資料一覧を作成し、分かりやすくする。
- (2) 4. 調査方法（9）及び様式12
 - ・記載対象となる実績の条件を、県のマニュアルを参考に見直し、様式に記載要領を追加。
- (3) 様式13
 - ・専任の担当技術者の添付資料に関する記載を追加。
 - ・専任の担当技術者が配置できない場合の記載要領を追加。
- (4) 別表1
 - ・低入札調査マニュアル側に記載されていたが、低入札価格調査実施要綱に記載したほうが適切な内容のため、移動することとする。